

Dataline

A look at current financial reporting issues

No. 2013-21
September 12, 2013

固定料金のサービス契約

FASBとIASBの保険契約に関する公開草案は、固定料金のサービス契約に影響を与える可能性あり

目次：

| | |
|------------|---|
| 概要 | 1 |
| 主な規定 | 2 |
| 適用範囲 | 2 |
| 測定 | 3 |
| 経過措置および発効日 | 4 |
| 質問 | 4 |

概要

- 米国財務会計基準審議会 (FASB) と国際会計基準審議会 (IASB) (以下、「両審議会」) が6月に公表した保険契約の会計処理に関する公開草案には、固定料金のサービス契約を販売している保険会社以外の企業による会計処理を抜本的に変える可能性のある提案が含まれています。
- 特筆すべきは、本提案が「企業」に対してではなく「契約」に対して適用されることです。「保険契約」をどのように定義するかによって、保険会社以外の多くの企業によって締結されている契約が本提案の適用範囲に含まれることになります。
- 本提案は、割引後のキャッシュ・フローを用いて測定される「現在価値」による保険契約負債を要求しています。予想保険料が予想保険金および予想費用を超過する部分は「マージン」として繰り延べられ、将来の期間にわたって収益として稼得されます。予想損失は即時認識されます。
- 本提案の重大さを考慮して、保険会社以外の企業は、固定料金のサービス契約が本提案の適用範囲に含まれるかどうかを判定するために、こうした契約を評価しなければなりません。こうした契約が適用範囲に含まれる場合、企業は、自社の業績、システム、および投資家への報告に関して重大な影響を受ける可能性があります。
- FASBとIASBは、それぞれが提案している基準が最終化された場合に発効日がいつになるのかを決定していません。ただし、IASBは、発効日が最終基準の公表から概ね3年以内になることはないとしています。両審議会は2014年末または2015年初めに最終基準を公表することを目標にしています。本提案には、保険会社と保険会社以外の企業に対する発効日を別々にするという提案は含まれていません。両公開草案のコメント期間は2013年10月25日までとなっています。

注:PwCが8月14日に公表したDataline 2013-19には、本提案に関する包括的な説明が含まれています。Dataline 2013-19と併せて本稿を閲読されることを推奨いたします。



主な規定

適用範囲

.1 本提案は、保険会社だけでなく、保険契約を発行するすべての企業に適用されることになります。本提案は保険契約を、「一方の当事者（発行者）が、他方の当事者（保険契約者）から、所定の不確実な将来事象（保険事故）が保険契約者に不利な影響を与えた場合に保険契約者（または指定された受益者）に補償することを同意することにより、重要な保険リスクを引き受ける契約」と定義しています。言い換えれば、保険事故の発生可能性、保険事故の発生時期、または、発行者が支払わなければならない債務の額について不確実性が存在しています。

.2 たとえば、特定の設備を故障後に修理するメンテナンス契約など、固定料金のサービス契約の多くは、サービスの水準が不確実な事象に左右されるため、サービス提供者をリスクに晒すことになります。したがって、特定の固定料金のサービス契約は本提案の適用範囲に含まれる可能性があります。ただし、固定料金のサービス契約は、(1) 当該契約の価格が個々の顧客に関連したリスクの評価（信用リスクに関連した評価は除く）に基づいていない、(2) 当該契約が顧客への補償を現金支払ではなくサービスの提供により行う、および(3) 当該契約により移転される保険リスクが、移転されるリスク全体に対する保険契約者のサービス利用頻度に関連している、というすべての条件を満たす場合には、本提案の適用範囲外となります。

PwCの見解

固定料金のサービス契約が適用除外になるかどうかを評価する際に、企業は上記の1番目と3番目の要件を慎重に評価する必要があります。契約の価格設定前に広範囲に及ぶ引受け行為が必要となる固定料金のサービス契約は、1番目の要件が満たされていないことの良い指標であることがあり、そうであれば、企業は当該契約を保険として会計処理しなければなりません。3番目の要件については、企業は、保険リスクが頻度に係るリスクに主に関連しているかどうかを判定するために重要な判断をしなければなりません。この評価に要求される判断の水準については、以下の設例で詳細に説明しています。

固定料金のサービス契約の設例

.3 FASB の提案には、適用範囲に含まれる可能性のある固定料金のサービス契約について、複数の設例が提供されています。そのうちの2つの例がロードサービス・プログラムと設備のメンテナンス契約です。

設例: ロードサービス・プログラム¹

| 特徴 | ロードサービス・プランA | ロードサービス・プランB |
|-------|---------------------------------------|--|
| 価格設定 | すべての顧客に同一価格で提供される。 | すべての顧客に同一価格で提供される。 |
| 補償の種類 | 現金ではなくサービスが提供される。 | 現金ではなくサービスが提供される。 |
| 補償額 | (契約条件により定められた)最低限の距離のレッカー移動サービスを提供する。 | 無制限の距離(または長距離)のレッカー移動サービスを提供し、かつ、軽微といえない車両修理を補償する。 |
| 保険? | いいえ | はい |

¹ 本表は、FASB の公開草案「会計基準案アップデート—保険契約 (Topic 834)」のパラグラフ ASC834-10-55-30 の設例 1 をまとめたものです。

設例:設備のメンテナンス契約²

| 特徴 | ボイラー故障保険 | ボイラーの保守・修理サービス |
|-------|---|--|
| 価格設定 | 保険契約の引受および価格見積りのために追加情報が必要になることが多い。また、通常は、設備の検査とリスク評価が行われる。 | 契約の対象となっている特定のモデルかどうかを問わず、通常は限定的な範囲のプランが固定額で提供される。 |
| 補償の種類 | 通常、保険事故に関する免責額の超過部分について現金が支払われる。 | 一般的に、設備の故障後に、技術者による一定水準のサービスのみが提供される。 |
| 補償額 | 保険事故の補償には、通常、サービス技術者の料金に加えて、直接対物損害費用および業務運営に関わる追加費用が含まれる。 | 保険事故の補償は、サービス技術者料金の免除に限定され、場合によっては、部品代金の一部が免除されることもある。 |
| 保険? | はい | いいえ |

PwCの見解

FASBの公開草案には適用指針が含まれていますが、一部の人は、その要件が不明確であり、とりわけ、頻度に係るリスクが保険リスクの構成要素であることを考慮すると、サービスの頻度に係る要件が不明確であると考えています。上記のロードサービスの設例は、ある契約が主に頻度に係るリスクを有しているのかの判定に関する論点と判断に焦点を当てたものです。この場合、プランAにおいては、顧客がレッカーサービスを要求する頻度が不明確なため、頻度に係るリスクが主要なリスクとなります。プランBについては、同様に頻度に係るリスクが含まれていますが、レッカー移動の距離に制限がなく、かつ、重要な修理が対象となっていることを考慮すると、頻度に係るリスクは移転されるリスク全体と比較して重要ではありません。

測定

4 本提案は、割引後のキャッシュ・フローを用いて測定される「現在価値」による保険契約負債を要求しています。予想保険料が予想保険金および予想費用を超過する部分は「マージン」として繰り延べられ、将来の期間にわたって収益として稼得されます。予想損失は即時認識されます。

PwCの見解

固定料金のサービス契約の多くが、発生損失モデルを用いる現行の収益認識ガイダンスに従って会計処理されているため、保険会社以外の企業にとって保険契約負債の現在価値の算定は現行の会計処理からの大幅な変更になると考えられます。

² 本表は、FASBの公開草案「会計基準案アップデート—保険契約(Topic834)」の paragraph ASC834-10-55-38 から 55-39 の設例3の一部を再掲したものです。FASBの資料についてはFinancial Accounting Foundation(401 Merritt 7, Norwalk, CT 06856)が著作権を有しており、その許可を得て再掲しています。

経過措置および発効日

.5 本提案は過去のすべての期間に対する遡及適用を要求することになります。FASB は公開草案において発効日を明記しませんでした。代わりに、FASB は、発効日を決定する際に参考とするため利害関係者から意見を求める予定です。ただし、FASB の公開草案には、保険会社と保険会社以外の企業に対して別々の発効日を設定するという提案は含まれていません。FASB は非公開企業に対する発効日を公開企業の少なくとも 1 年後とすることを提案する予定です。IASB の公開草案は、発効日が最終基準の公表から概ね 3 年後となることを示唆しており、基準の最終化は 2014 年末または 2015 年初めより前になることはないと予想されています。両審議会ともに約 120 日間のコメント期間を設け、コメントの提出期限をともに 10 月 25 日としています。

質問

.6 本 Dataline に関して質問がある PwC のクライアントの方は、担当のエンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。本 Dataline に関して質問があるエンゲージメント・チームは、National Professional Services Group の金融商品チーム(973-236-7803)のメンバーまでお問い合わせください。

Datalines address current financial-reporting issues and are prepared by the National Professional Services Group of PwC. They are for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors. To access additional content on financial reporting issues, register for CFOdirect Network (www.cfodirect.pwc.com), PwC's online resource for financial executives.

© 2013 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.